

12. 高齢者の権利を守る制度

1. 法定後見制度

認知症などにより、判断能力が不十分な人の金銭管理や様々な契約などを成年後見人が支援する制度です。成年後見人は、家庭裁判所により選任されます。

- **問い合わせ先** 安曇野市中央地域包括支援センター 電話 72-9986 (直通)
- 安曇野市北部地域包括支援センター 電話 81-0760 (直通)
- 安曇野市南部地域包括支援センター 電話 77-4007 (直通)

※専門相談窓口として、「成年後見支援センター かけはし」があります。

対象者は、松本市・安曇野市・生坂村・山形村・筑北村・麻績村にお住まいの人や実務に関わる人です。

- **問い合わせ先** 住所：松本市梓川梓 2288 番地 3 松本市役所梓川支所 2 階
- 電話：0263-88-6699
- FAX：0263-88-6647

【成年後見制度利用支援事業】

申立てをすることの出来る人がいないなど所定の条件に該当した場合は、市長による申立てをはじめとした成年後見制度利用支援事業の対象となります。詳細については各地域包括支援センターにお問い合わせください。

2. 任意後見制度

判断能力が不十分になった時に備え、公正証書により将来援助をお願いしたい人（任意後見人）と任意後見契約を結んでおく制度です。判断能力が不十分になった時は契約に基づき任意後見人が支援します。

- **問い合わせ先** 安曇野市中央地域包括支援センター 電話 72-9986 (直通)
- 安曇野市北部地域包括支援センター 電話 81-0760 (直通)
- 安曇野市南部地域包括支援センター 電話 77-4007 (直通)

こんなサービスもあります！

社会福祉協議会・『日常生活自立支援事業』

自分の判断能力に不安がある人の金銭管理のお手伝いや重要書類の保管および福祉サービス等の手続き代行をしています。

この事業についての詳細は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

- **問い合わせ先** 安曇野市社会福祉協議会（電話 72-1871）

3. 高齢者虐待防止法

高齢者への虐待や虐待を未然に防止するため、介護者の介護負担の軽減に関する相談・支援を地域包括支援センターが中心に行っています。

虐待に気づいた人には市への通報義務があります。(通報者は特定できないよう配慮します。)市は、通報を受けた場合、立ち入り調査などの事実確認をした上で、高齢者の保護にあたります。

- 通 報 先 【月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分】
- 安曇野市中央地域包括支援センター 電話 72-9986 (直通)
 - 安曇野市北部地域包括支援センター 電話 81-0760 (直通)
 - 安曇野市南部地域包括支援センター 電話 77-4007 (直通)
- 【夜間・土日・祝日】
- 安曇野市役所 電話 71-2000 (代表)

高齢者の虐待を防ぎましょう

こんなことが虐待になります。

- 身体的虐待 …… 叩く・蹴る・ベッドに縛りつける など
- ネグレクト …… 介護や世話の放棄・放任
- 心理的虐待 …… 自尊心を傷つけるような言動 など
- 性的虐待 …… 懲罰的に下半身などを裸にして放置する など
- 経済的虐待 …… 年金や預貯金を本人の意思に反して使用する など

介護は一人で抱え込まないで！

介護は毎日繰り返されることであり、介護者には肉体的にも精神的にもとても負担がかかります。介護保険などのさまざまなサービスや制度を上手に利用して、介護者自身の身体や心の健康も大切にしながら介護していきましょう。

